



郡山市告示第108号

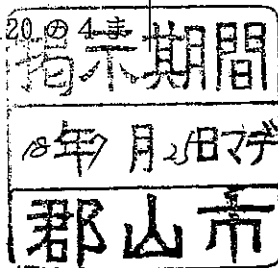
地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の区域内の町の区域を次のとおり新たに画する。

なお、この効力は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から生ずる。

平成18年7月8日

郡山市長 原 正 夫

図面 対 照 番 号	新 た な 町 名	左 の 町 に 包 含 さ れ る 区 域	
		旧町名及び旧字名	地 番
①	南一丁目	字深田台	8の1、8の3、9の3、34の2、34の3、34の5から34の8まで、35の2、35の3、36の2、47の9、47の10、115の3、138及びこれらの区域に介在する水路である国有地、公有地の全部
②	南一丁目	字達中場	42
③	南一丁目	字城清水	28の2、29の1から29の4まで、31の1、32、33の1、33の2、34の1、35の1、36の1、36の4、37の1、38の1、40の1、42の3、42の7、42の8、46、47の1、47の2、48の1、49の1、50、51の1、51の2、52、53、54の1、54の2、55の1、55の2、55の4、56の2、56の4、91の2、92の1、92の3、92の4、93の1から93の3まで、94の1、95の1、95の4、96の1、96の2、97の1、98の1、99、100の1、100の3、101から103まで、104の1、105の3、105の5、113の1、113の2、114の1、114の2、115の1、115の2、116の1、116の2、117の1、117の2、118、119、120の1から120の4まで



④

南一丁目

字川向

で、122 から 125 まで、126 の 1、126 の 3、127 の 1、130 の 3 から 130 の 5 まで、161 の 1、162 の 1 から 162 の 4 まで、163 から 165 まで、168、172 から 176 まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部並びにこれらの区域に在する道路、水路である公有地の全部 4 の 2、5、6 の 1、6 の 2、7、8 の 1、8 の 2、9 の 1、10 の 1、10 の 2、11 の 2、11 の 3、33 の 2、35 の 1、35 の 3、35 の 4、36 の 1 から 36 の 6 まで、37 の 1 から 37 の 3 まで、38 の 1 から 38 の 4 まで、39 の 1、39 の 2、40、41 の 1、41 の 2、42 の 1、42 の 2、43 の 1 から 43 の 5 まで、43 の 8 から 43 の 11 まで、44 の 1、44 の 3、45 の 4、45 の 9、51 の 4 から 51 の 6 まで、52 の 3、53 の 1、53 の 2、54 の 1、54 の 2、55、56、57 の 1 から 57 の 3 まで、58 の 1、58 の 3、80 の 2、82 の 1、83 の 1、84、85、86 の 1、86 の 2、87 の 1 から 87 の 3 まで、88、89 の 1、89 の 3、89 の 4、90 の 1、100 の 3、100 の 4、111 の 1、112 の 1、113 の 1、114、115、115 の 2、116、117 の 1 から 117 の 3 まで、118 の 2、119 の 2、119 の 3、120 の 3、121 の 2、137 の 2、140 の 1 から 140 の 3 まで、145 の 1 から 145 の 4 まで、146 の 4、146 の 5、151 の 3、151 の 4、156、157 の 1、157 の 2、158 の 1、178 の 3 の一部、210 から 212 までの各一部、213、214、215 の一部、216 から 224 まで、225 の一部、228 の一部、230 の一部、231 の一部、232、237 の 1 から 237 の 3 まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びにこれらの区域に介在

			する道路、水路である公有地の全部
⑤	南一丁目	字仲田	83の1、83の2、85の2及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の一部
⑥	南一丁目	図景二丁目	168の1、175の1、176の1、179の1、180、185の1、200の1、202の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部
⑦	南一丁目	香久池二丁目	248の1、249の1
⑧	南一丁目	安積町日出山字台畑	18の9、18の11、77の2から77の6まで、78の4、78の5
⑨	南一丁目	安積町日出山字西畑	33の11、33の12、34の4、34の5の一部、69の3
⑩	南一丁目	安積町日出山字北千保	19の8の一部、57の3の一部及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部
⑪	南二丁目	字川向	178の3の一部、192から209まで、210から212までの各一部、215の一部、225の一部、226、227、228の一部、229、230の一部、231の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部
⑫	南二丁目	安積町荒井字猫田	11の5、11の6、18の7、18の10、18の11、32の1、35の1、35の4、36の1、37の1、37の4、38の1、39、44、46から58まで、59の1、59の4、59の5、60の4、60の5、67から69まで、70の1から70の4まで、71の1、71の2、71の7、72及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部
⑬	南二丁目	安積町荒井字庚段	20の2、20の3、28の1、29、30及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の一部
⑭	南二丁目	安積町荒井字人星段	2の3から2の6まで、3の1、8の1、9、10の1、12、13及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の一部

⑮	南二丁目	安積町荒井字道場	25の6
⑯	南二丁目	安積町荒井字二渡前	1の1から1の3まで、1の5から1の11まで、2、3の2、5の1、6の1、7の1、8の1、9の1、11の3及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部
⑰	南二丁目	安積町荒井字南千保	12の2、12の3、14の2、15の1、15の3、18の1、18の3から18の5まで、19、20の1、20の2、21の1、21の3、21の4、22の1、22の2、24の1、24の2、26の1、26の2、27から31まで、33、34の1から34の3まで、35の1から35の3まで、35の6、35の7、35の10、35の口、36の1、37から40まで、41の1、41の2、42の1、42の2、43、44の1、44の3、44の4、45の1、46の1、47の1、47の2、47の8から47の10まで、47の12、47の13、48の1、48の2、55の2、56の2、57の6、59の2、63の2、73から76まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地、公有地の一部
⑱	南二丁目	安積町荒井字方八丁	1、2の1、2の2、3の1から3の4まで、4の1から4の3まで、5の2から5の4まで、6の1、14の1、14の2、15の1、15の3から15の15まで、16、17、18の1、18の2、19の1、19の2、23の1から23の3まで、24の1から24の3まで、25の1から25の3まで、27、28の1、29の1、29の2、30の1、30の2、31の1、31の2、32、33の3、34の2、51の1、52の2、53の3、53の4、54の5、54の7、68の3、69の1から69の3まで、74及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びにこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部、安積町荒井字撫

			子東13の2に隣接する道路である国有地の全部
⑱	南二丁目	安積町荒井字飯塚	17の4から17の6まで、23の4から23の6まで、32の3、32の4、51の1、51の4、59の1、60、61、62の1、62の2、62の5、62の13、62の14、63の1から63の6まで、66の1、66の2、67の1、68の1、68の2、78及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部
⑲	南二丁目	安積町荒井字撫子東	1から5まで、6の1、6の2、7の2、9、10の1、11、13の1、13の2、15の4、15の5、16の5、16の7、17の4及びこれらの区域に介在する水路である国有地の全部並びにこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部
⑳	南二丁目	安積町荒井字下千保	1の3から1の5まで、22の5及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部
㉑	南二丁目	安積町荒井字北千保	12、13の1、14の2、15の1、15の2、15の4、16の1、22及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部並びにこれらの区域に隣接する道路である公有地の一部
㉒	南二丁目	安積町日出山字西畑	34の5の一部
㉓	南二丁目	安積町日出山字北千保	18の4、18の5、19の5、19の8の一部、37の2、48の5、57の3の一部、65の5、65の6及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部